

令和6年度第1回水戸市こころのバリアフリー部会
意見及び対応案（その1）

基本指針，取組の方向性等について

No	意見等の概要	対応案
1	「こころのバリアがどういったものか」の説明があると，それを取り除くには何が必要かが明確化されるのではないか	○文言等の修正 「1 こころのバリアフリーとは」を追加
2	(全体的に) 文章で見ると，「高齢者や障害者等」となっているが，内容として，高齢者や障害者に偏っている印象がある	○文言の修正 2 趣旨 本文中 「高齢者，障害者等に対する理解を深め」→ 「様々な心身の特性や考え方を持つ人たちなどへの理解と共感を深めながら」
		○文言の修正 3 基本指針 (2) 本文中 「障害の有無に関わらず，「全ての人」」→ 「「全ての人」」
		○文言の修正 3 基本指針 (5) 本文中 「心身に障害がある人にとって，日常生活や社会生活に」→「，日常生活や社会生活に」
		○文言の修正 4 取組の方向性 本文中 「高齢者や障害者等を含めた全ての市民」→ 「全ての市民」
		○文言の修正 4 取組の方向性 本文中 「障害者を理解し，協力し，互いの人権を認めあう」→「相互に理解し，協力し，人権を認めあう」
		○文言の修正 4 取組の方向性 本文中 「障害等への正しい理解を促進し」→「多様な人の社会参加を困難にしているバリアを正しく理解し」

No	意見等の概要	対応案
		○文言の修正 4 取組の方向性 囲み中 及び 5 取組の方針 (5) 項目中 「障害者等による」→「高齢者や障害者, 子育て中の方など当事者自身による」
		○文言の修正 5 取組の方針 (3) ウ 「障害のある人とともにある」→「多様な人がともに学ぶ」
		○文言の修正 5 取組の方針 (4) イ 「障害者等の受入体制の充実」→「多様な人の受入体制の充実」
		○文言の修正 5 取組の方針 (5) イ 「障害の社会モデルを理解した障害等当事者」→「当事者」
3	(学校教育について) 幼児のときからこころのバリアフリーに関することを学んでいける, 体験できるようにすることが大事ではないかと思う	「5 取組の方針」の「(3) 学校教育における「こころのバリアフリー」の取組」の中で, 幼稚園や保育所での取組も検討していく
4	3 基本指針 (2) 項目中 日本人として人権の尊重を謳っていくとよいのではないかと。よって, 「差別を行わず, 人権を尊重する」といった言葉にしてはどうか	○文言の修正 3 基本指針 (2) 項目中 「差別を行わない」→「差別を行わず, 人権を尊重する」
5	5 取組の方針 (3) イ (説明の中に)「大人(教職員)の意識を変える」とあったが, ここに「保護者の意識を変える」や「保護者のこころのバリアフリーの理解」などを加えてはどうか	○文言の修正 5 取組の方針 (3) イ 「全ての教員等が」→「全ての教員や保護者が」
6	5 取組の方針 (3) 外部の専門員や市職員などが学校を訪問し, 共通のことを教えるようにすることを検討すべきではないか	具体的な取組を検討していく中で, 人材を活用した効果的な手法もあわせて検討していく
7	5 取組の方針 (3) 学校での取組は優先的にやってもらいたい	既存事業の効果を検証しながら, 内容の充実を図るとともに, 新たな取組の検討を進める

No	意見等の概要	対応案
8	5 取組の方針 (4) ア (説明の中にあった)「無意識に持つこころのバリア」とはどういう意味が分かりづらい	個人が自覚していないまま持っている心理的な障壁や偏見のこと これらのバリアが、他者とのコミュニケーションや関係構築を妨げる要因になると考える
9	5 取組の方針 (3) イ (説明の中にあった)「指導方法の検討を通じて」とあるが、これは教職員に限られるので、「こどもたちの教育活動を通じて」という表現のほうがよいのではないか	取組の方針において、「全ての教員等が」を「全ての教員や保護者が」としたことを踏まえ、具体的な取組を検討していく
10	4 取組の方向性 囲み中 学校への普及・啓発を進めるのであれば、行政の中のバリアを取り除く必要があるのではないか	今後の課題・検討項目